

大学院生・教員養成学科学生を対象とした減免制度

公益社団法人 全日本鍼灸学会

- ・対象者：大学院生、教員養成学科学生（研修生、研究生は含まない、ただし、大学院生については鍼灸学専攻以外でも可）
- ・減免項目：入会費、年会費、学術事業参加費

	正会員	大学院・教員養成学科学生	学生会員
資格	はり師・きゅう師・医師並びに国家資格を有する医療・福祉等に従事する者、鍼灸及び人文学、教育学、基礎医学、臨床医学、疫学、社会医学等に関する研究等に従事する者	大学院生 教員養成学科学生	鍼灸又は医療関連の教育機関に学籍を有する者（大学学部生、専門学校生、視覚支援学校生など）
入会金	10,000円	免除	免除
年会費	10,000円	5,000円	5,000円
学術事業参加費(※)	正会員料金	学生会員に準じる	学生会員料金
一般演題発表	可	可	不可
学術雑誌投稿	可	可	不可

※：学術大会、支部学術集会、認定指定A講座・B講座など学会が主催するすべての学術事業を対象とする。他団体が主催する認定指定C講座は含まない。

学術大会への参加費減免は、2024年第73回宮城大会以降とする。

- 1) 新たに正会員として入会申請する場合は、4月以降に入会申込と減免申請（減免申請書と在学証明書：学生証コピー可）を同時に行う。正会員として承認された後に減免申請が承認される（ただし、学術大会参加登録時は「入会及び減免制度申請中」とする）。
- 2) 現在学生会員の者も同様に正会員入会申込と減免申請とが必要である。
- 3) 正会員が、新たに大学院・教員養成学科へ進学した場合は減免申請により本制度が適用される。
- 4) いずれの場合も毎年4月中に減免申請書と在籍証明書(学生証コピー可)を提出せねばならない。
- 5) 卒業後は減免を停止し通常の正会員に移行する。4月中に申請がない場合も同様である。